

議会のしくみ

その1

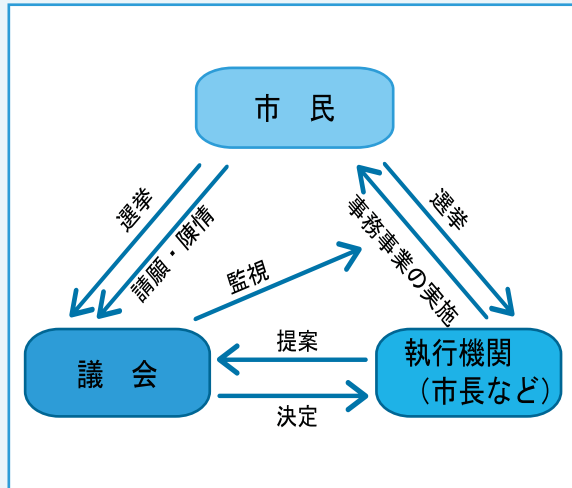
～市議会ってなにをすところ?～

市議会の役割

大川市をより豊かで住みやすくするため、市民の代表として選ばれた議員で構成する市議会や市長が中心となり、市政を運営しています。

市議会は、市の予算や条例などの重要な案件を審議し、決定する「議決機関」です。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが、市長をはじめとする「執行機関」です。

市議会と市長は、独立・対等の立場で、市政を担う「車の両輪」のような関係にあり、権限を尊重し合って、より良いまちづくりのための市政の推進に努めています。



議会の主なしごと

市議会の役割は、市民の意思を市政に反映させていくことです。このため、市議会には主に次のような権限が与えられています。

議決権

市議会の中で最も本質的な権限で、条例の制定、予算の決定、決算の認定など市長や議員から提出された議案について審議し、市の重要な問題について決定します。

選挙権および同意権

議会の議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。副市長や監査委員などを市長が選任する際に、同意を与える権限があります。

検査権及び監査請求権

市の事務等について、公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限です。

また必要に応じて、監査委員に監査を求め、報告を受けます。

調査権

地方自治法第100条に規定されていることから「百条調査権」といわれ、市政全般について市議会が独自に調査を行う権限です。

必要によっては外部の関係者に対し出頭や証言、記録の提出などを求めることができます。

質問

市政全般について質問したり、報告を受けたりして、市の仕事が正しく行われているかチェックします。

請願及び陳情の受理

市民の意見や要望を市政に反映させるため、請願や陳情を受理し、慎重に審査します。

意見書提出権

市の公益に関わることがらについて、国会または国や県などの関係行政庁に対して意見書を提出し、市議会としての意思表示をします。

～次回は「議会の運営」についてご案内します～